

認証マーク等取扱要領

平成 16 年 2 月 27 日 16 福保健食第 3209 号 健康安全室長決定
最終改正 令和 5 年 6 月 30 日 5 福保健健第 600 号 健康安全部長決定

(目的)

第 1 この要領は、東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第 17 の 2 に基づき「認証マーク」及び「認証を受けた食品関係業者等に関する愛称」（以下、「認証マーク等」という。）の取扱いについて定め、もって認証を受けた食品関係業者等が、「認証マーク等」を活用して認証を受けたことを自ら広く都民に周知することにより、認証制度の普及を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 要綱第 17 の 1 に規定する「認証マーク」は、別紙「東京都食品衛生自主管理認証制度認証マークデザインマニュアル」に定めるとおりとする。

2 要綱第 17 の 1 に規定する「認証を受けた食品関係業者等に関する愛称」は「東京都食品衛生マイスター」とする。

(使用者)

第 3 「認証マーク等」は、要綱第 2 の 1 (1) に定める指定審査事業者（以下、「指定審査事業者」という。）、要綱第 12 の 1 又は要綱第 40 の 2 に基づき認証書の交付を受けた食品関係業者等（以下、「認証を受けた食品関係業者等」という。）及び東京都知事（以下、「知事」という。）がこの要綱に基づく認証と同等以上の衛生管理が担保されていると認めた第三者認証の仕組み（以下、「知事が認めた認証制度等」という。）の運営者に対し、使用を認めるものとする。

(使用の範囲)

第 4 指定審査事業者は、次の場合において「認証マーク等」を使用することができる。

- 一 ステッカー等を作成し、自ら認証した施設に配布する場合
- 二 食品関係業者等に東京都食品衛生自主管理認証制度（以下、「本制度」という。）を普及し、認証の取組を推進する目的で自社のパンフレット及びホームページ等に表示する場合
- 三 「認証マーク」を自らが指定審査事業者であることを証明する目的で使用する場合は、「指定審査事業者」の文字を併記した上で、次に掲げる場合に限り使用することができる。
 - ア 自社の認証を行う部署に表示する場合
 - イ 自社のパンフレット及びホームページに表示する場合
 - ウ その他、知事が適当と認める場合

2 認証を受けた食品関係業者等は、次の場合において「認証マーク等」を使用することができる。

- 一 認証を受けた施設又は本部に表示する場合
- 二 認証を受けた施設で製造した食品を販売する自己の施設に表示する場合
- 三 認証を受けた施設で調理・加工又は製造した食品の容器包装に表示する場合

- 四 認証を受けた施設で使用する配送車両又は運搬容器に表示する場合
 - 五 自社のパンフレット、ホームページにおいて、認証を受けている旨を紹介する場合
 - 六 その他、知事が適当と認める場合
- 3 知事が認めた認証制度等の運営者は、次の場合において「認証マーク等」を使用することができる。
- 一 食品関係業者等に本制度を普及し、認証の取組を推進する目的で運営者のパンフレット及びホームページ等に表示する場合
 - 二 その他、知事が適当と認める場合

(使用の制限)

- 第5 「認証マーク等」は、次のいずれかに該当するときは使用することができない。
- 一 自己のシンボルマーク又は商標として使用するとき
 - 二 使用者が第3に該当しなくなったとき
 - 三 その他、「認証マーク」の使用について知事が適切でないとき

(使用料)

第6 「認証マーク等」の使用料は、無償とする。

(データの提供)

- 第7 知事は、第3の使用者に「認証マーク」の電子データを提供するものとする。
- 2 1に基づき提供を受けた使用者は、電子データを適正に管理しなければならない。
 - 3 指定審査事業者は、認証書の交付時に使用者に「認証マーク等」について教示するなど、本要領の運用について協力するものとする。

(報告及び調査等)

- 第8 知事は、第3の使用者に対し、「認証マーク等」の使用状況について報告を求め、又は調査することができる。
- 2 知事は、1により「認証マーク等」の使用が第4に当てはまらなると認めるとき又は第5に基づき適切でないとき認めるときは、使用を中止させることができる。

附 則

この要領は、平成16年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

(参考様式) ※要領第8の規定に基づき知事が報告を求める場合に用いるもの。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

電話番号

法人の名称

代表者氏名

東京都食品衛生自主管理認証制度「認証マーク等」使用状況報告書

「認証マーク等」の使用状況について、下記のとおり報告します。

記

1 使用方法

2 使用部数

※ 使用方法については、実物又は写真を添付すること。

東京都
食品衛生自主管理認証制度
認証マークデザインマニュアル

東京都保健医療局

東京都
食品衛生自主管理認証制度
認証マークデザインマニュアル

目次

1.基本デザイン要素	
1-1	マークの意味するもの 3
1-2	マークの種類 4
	A.基本デザイン
	B.基本デザイン (英語)
	C.代替デザイン
1-3	使用色 5
1-4	単色表示 5
1-5	周囲の空間の取り方 6
1-6	最小サイズ 6
2.誤りやすい使用例 7
3.施設貼付用ステッカー仕様例 9
4.データについて 10

1.基本デザイン要素

1-1 マークの意味するもの

食品衛生に関する優れた取組について東京都の制度で認証を受けた証となるよう、3つの★印と都庁舎のシルエットで表現しています。また、カラーリングは格式ある認証をイメージさせるよう紺色と金色の2色で構成しています。



1-2 マークの種類

A.基本デザイン



基本カラー



色反転

B.基本デザイン（英語）



基本カラー



色反転

C.代替デザイン ※ 認証を受けた食品関係業者等の都内施設のみ使用可能



基本カラー



色反転

[基本カラー]

指定色



ネイビー D I C 184



文字色 D I C 2534

4色分解



ネイビー C=100% M=95% Y=20% K=20%



文字色 C=5% M=20% Y=80% K=20%

1-3 使用色

使用色は、使用媒体（印刷物、WEBページなど）や製版方法（四色分解、特色使用など）の違いによって、全く同一の色表示は困難なものです。

しかし、表示色はマーク形状やロゴよりも、時として人々に印象づけるものになります。したがって、マーク使用者は色の再現について誤ったイメージの伝達を行わないように努めなければなりません。左記に基本となる指定色及びフルカラー印刷時における4色分解の色指定を記します。

1-4 単色表示



(1) 黒インク又は濃紺系1色
= D I C



(2) (1) の反転
使用

マークは表示色によってその設定意図を全て伝達できるものです。しかし印刷仕様によって使用する色数が限られている場合もあるでしょう。

その場合、主に紙など白色系の地色の上に(1) 黒インク又は濃紺系1色もしくは(2) (1) の色を反転させた表示も可能です。

1-5 周囲の空間の取り方

マークを効果的に伝えるためには、周囲に適度な空間をとることが望まれます。

掲示場所の地色によっては、マークが沈んで見えたり、同化して見えなくなったりする場合があります。そのような場合は、必要に応じて、マークの周囲に図の割合（内側の金色の幅に対して1/3）で白系の縁どりをしてください。



1-6 最小サイズ

マークを使用する場合、ロゴが読めないほど小さく表示すると、意図が的確に伝達できないことがあります。

基本的には、

縦21mm×横36.5mm（右の図を参照）より大きく表示することが望まれますが、使用媒体によってはこの限りではありません。

ただし、文字等がつぶれないように可能な限り高精細な出力を行ってください。



※最大サイズに制限はありません。

2. 誤りやすい使用例

マークを使用するにあたり、誤りやすいと思われる例を示します。

これらを参照し、誤ったイメージの伝達を行わないようにしてください。



A) カタチを変形している



B) カタチを変形している



C) 表示色が違う（全く異なる色）



D) 表示色再現が著しく違う



E) 編集を加えている（例：配色）



F) 編集を加えている（例：都庁）

2. 誤りやすい使用例



H) マニュアルとは異なるマテリアルをマークに使用している



I) 別の要素を付け加えている



J) 表示色以外の単色表示

3.施設貼付用ステッカー仕様例



- ・寸法：縦131mm×横200mm
- ・書体：太ゴシック
- ・色指定：4色（CMYK）



- ・寸法：縦131mm×横200mm
- ・書体：太ゴシック
- ・色指定：



4.データについて

3-1 版下用電子データについて

マークの利用にあたっては、電子データのみでの提供となります。用途に応じて各自で編集加工を行ってください。データ入手につきましては、当マニュアルの入手先までお問合せください。

3-2 電子データの種類（サムネイル） ※データ形式は各jpg及びai

(1) 基本 4色



(2) 基本 指定色



(3) 基本 モノクロ



(4) 基本 モノクロ反転



(5) 基本色反転 4色



(6) 基本色反転 指定色



(7) 基本（英語）4色



(8) 基本（英語）指定色



(9) 基本（英語）モノクロ



(10) 基本（英語）モノクロ反転



(11) 基本色反転（英語）4色



(12) 基本色反転（英語）指定色



(13) 代替 4色



(14) 代替 4色



(15) 代替 モノクロ



(16) 代替 モノクロ反転



(17) 代替色反転 4色



(18) 代替色反転 指定色

